

○ 財務省令 第三百二十五条
平成二十一年三月二十日告示第十一項
平成二十七年四月七日施行する。昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第百二十五号)に規定に基づき、

行平省令 第三百二十五条
平成二十一年三月二十日告示第十一項
平成二十七年四月七日告示する。昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第百二十五号)に規定に基づき、

の法発号名称及び根拠記
条律行項及のび根そ拠記

四 発行方法の適用振替法の適

し定あ争争う札価振の以律社六一法会一るた運十財三利付
、めつ入入。^(平成十三年法律第七十五号)へ格替適下「振替法」^(昭和二十二年法律第一〇四号)と
価らて札札に以を機用を競争は受け付けるに日本銀もしくは銀行の
格され、と發行による価に付けるに銀行の競争を行ふに銀行の
競争たと同時「発行格付法」といふ。このに銀行の競争を行ふに銀行の
利入札を競争行いへ入わう以争て行のう。このに銀行の競争を行ふに銀行の
入札をそのに下に入行とと。このに銀行の競争を行ふに銀行の競争を行ふに銀行の
利お入価値一れる、の募率い札格格とる。その規入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国発競I加場入
 入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を圃別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を
 行參よと大行争入場も加、と發のる入受
 一加るに臣わと者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
 の行參よと大にとるをよ各
 い・行募各るう第へ限國入と者發応がわう行の加込
 う第へ限國入と者發応がわう行の加込
 非下額市札のい・行募各れ。(發重み
 価一を場で決う第へ限國る、行平の
 格国定特あ定一I以度債入価下価均應
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ

発

ハ 口

特 国	札 非	入 價	入 價 ·
別 債	發 競	札 格	行 札 格 第
參 市	行 争	發 競	發 競 II
加 場	入	行 争	額 行 争 非

条特でた条特円で利第九て基同で利第別額た条のな千つ定う億額
第別十利第別一付一千はづ法三付一会で利第發財百いにち円面
一会八付一会兆国項七、き第千国項計九付一行源七て基、金
項計億国項計百債の十額發四七債のに千国項のの十はづ財
のに九債のに十に規万面行十百に規関三債の特確万、き政
規関千に規関十に規万面行十百に規例保円額發法
定す万つ定す八いに、額た条十いにる十つ定にを、面行第
にる円いにる千て基同で利第八て基法四いに關國財金し四
基法て基法五はづ法千付一億はづ律億て基する政額た条
づ律、づ律百、き第百国項二、き第五はづるた運で利第
き第額き第五額發六七債の百額發四万、き法め營二付一
發四面發四十面行十十に規万面行十円額發律のに百国項
行十金行十五金し二二つ定円金し六、面行第公必億債の
し七額し七万額た条億いに、額た条特金し二債要二に規

九　八

七

二

ハ　ロ　イ

二

振額最

払

替 単 位	低 額 金	行 入 札 發 競 II	争 債 格 第 加 場	非 別 債 市 競 I	者 債 市 行 競 加 場	特 札 格 市 競 入 行 額	国 競 行 發 競 II	行 札 格 市 競 入 行 額	非 別 債 市 競 加 場	者 債 市 行 競 加 場	国 競 行 發 競 I
-------------	-------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------

す額の振 るの記替 。整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 十 六 億 五 千 五 百 三 千 三 百 四 十 九 万	円四 千 三 十 六 億 十 億 五 百 九 十 九 二 万 四 千 十 七	万二 千 四 百 八 千 二 十 三 千 三 百 七 千 四 千 十 七	十七二 兆 億円四 千 五百 九 十九 億 七 千 三 千 三 十	でた条特 四利第別 千付一會 四国項計 十債のに 一に規関 億つ定す 円いにる て基法 、づ律 額き第 面發四 金行十 額し七	でた 二利 千付 四国 百債 二に 十つ 三い 億て 円、 額 面 金額
---	--	--	---	--	--	--

十五
四

償
還
期
限

後第
の二
利期
子以

平利てを毎
成子、支年
三をそ払三
十支の期月
二払日と二
年う以し十
三。前、日
月六各及
二月支び
十間払九
日に期月
属に二
すお十
るい日

十
三
二

初利入価・別債行争非者特国札非
期札格第参市及入価・別債発競
利発競II加場び札格第参市行争
子率行争非者特国発競I加場、入

口
イ
一
發

入価發
札格行行
発競価
行争格日

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二。
る号の行を、十一
期及翌休支次七パ
日び営業払の年一
に第業う算九セ
つ十日。式月ン
い五ににたに二ト
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

十額格十額平
九面七面成
錢金錢金二十
額以額
百上百七十
円の円年
にそれつ年
つきぞき二
九れ九十
十九応九
円募円
八価八

十
九
八
七
六

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大銀金
大臣行額
七年から百
三月通知に
二月をつ
十日受けき
百円
た者